

日中戦争期における華北地域の紅槍会

——日本軍・八路軍との関係を中心に——

孫 江

はじめに

紅槍会は、華北農村地域の民衆が、その居住する「郷土」を中心に、同地域特有の民間宗教を精神的ささえとしながら、「防匪御兵」を目的として結成された武装結社である。紅槍会と中国共産党（以下、中共と略す）との関係に関しては、一九七〇年代以来数多くの研究成果が蓄積されているものの、残されている課題も少なくない。副題に示した日本軍および八路軍との関係がどのようなものであったかという点もその一つである。日中戦争期における各政治権力にとって、華北地域に広く存在していた紅槍会は、無視できない存在であった。日本軍と八路軍はいずれも紅槍会に強い関心を示し、紅槍会を自らの支配秩序に組み入れようとしていたからである。したがって、中共と紅槍会との関係を解明するには、日本軍と紅槍会との関係についても検討する必要がある。しかし、こうした研究は今のところほとんど見られないうえ、これに言及した研究の中には、資料上の解釈の相違により同意できか

ねる見解も見られるのである。⁽¹⁾ つぎに、中共と紅槍会との関係であるが、従来の研究では、農民の保守性に起因する紅槍会の排他性が強調され、具体的な事例研究に基づき、両者の関係を双方向的に捉える研究が欠けているように思われる。⁽²⁾ 事実、史料からうかがえるように、紅槍会は、いくつかの政治勢力のいずれかを選択しなければならぬ状況におかれたとき、ほとんどの場合、外来勢力を排斥することなく、諸勢力のうちの一つを選択するか、あるいは複数の政治勢力の間でバランスをとる、という政治姿勢を取っていた。

本稿は、先行研究を踏まえつつ、これまであまり利用されていない一次史料に基づいて、日中戦争期における日本軍・八路軍と紅槍会との関係を明らかにすることを主眼とする。具体的には、先ず、華北地域で「東亜新秩序」の樹立を目指す日本軍および傀儡政権の紅槍会認識と政策を考察し、これに対する紅槍会側の反応を河北省永清県の先天道会の事例を通して検討したい。次に、抗日根拠地の建設を目的とする中共・八路軍の紅槍会認識と政策を分析し、これに対する紅槍会側の反応を山西省盂県の九宮道の事例を通して分析してみたい。これらを通じて、従来の紅槍会研究で強調される紅槍会の「排他性」とは異なる状況があつたことや、紅槍会の政治的選択については各々の時期や地域の政治力学のなかで捉える必要性のあることが明確になると考えるのである。

一、「東亜新秩序」下における日本軍と紅槍会

一九三〇年代、華北地域の紅槍会運動はすでにピークを過ぎていたとされている。⁽³⁾ しかし、紅槍会の類の民間武装結社、特に数多くの民間宗教結社は依然として地域社会に大きな影響力を持っていた。戦時中北京日本大使館で

調査官を務めた武田熙によれば、「華北には純正な宗教団体として可なるもの七十二種あり、いわゆる雜宗教団体に入るべきもの実に九十六種」が存在するとい⁽⁴⁾う。また、八路軍第一二九師が一九三八年に河北南部地域に入ったとき、そこには一二〇種あまりの会道門組織が存在していたと言われ⁽⁵⁾る。ただし、これらの数字は調査に基づいたものではない。なお、華北政務委員会総署は、華北の宗教結社に関して、一九四二年に所轄の河北、山東、山西、天津特別市など各市、県で「華北乙種宗教団体調査」を行⁽⁶⁾った。この調査により、華北地域に存在していた数多くの宗教結社の実態がはじめて明らかにされ⁽⁷⁾た。当然、それらの結社を自らの支配体制に取り入れることは日本軍の華北支配において重要な意味を持っていたと考⁽⁸⁾えられる。

1、日本軍側の紅槍会認識およびその対策

日本軍は一九三八年以降、華北地域でいわゆる「東亜新秩序」の建設に取りかかった。その際、日本軍は華北の村々に根を下ろした紅槍会に対して慎重な対策を取っていた。戦争末期、草野文男は、

紅槍会の従来の觀念からすれば、日本とか中国とかと云ふ国家的民族的分別は殆どないに近く、あるものはた自己利益の保全のみである。これを犯すものがあれば、日本勢力に対しても或は又支那勢力に対しても猛然と噛みついて来るが、さうでない限り彼等は原則として常に中立している。ここに紅槍会を戦争に利用する困難があると共に、日本側の支那農村の治安を維持することに慎重たならねばならぬところである。⁽⁹⁾

と述べているが、この見解は当時における日本側の紅槍会認識を代表するものとして興味深い。このような認識は

「北支那方面軍」戦史資料からもうかがえる。当時、日本占領軍における軍紀の乱れから、各地で日本軍による強姦事件が頻発し、民衆の猛烈な反発を招いていた。これに対して、一九三八年六月二十七日、「北支那方面軍」司令部は、

由来山東、河南、河北南部等ニ在ル紅槍会、大刀会及之レニ類スル自衛団体ハ古來軍隊ノ掠奪強姦行為ニ対スル反抗熾烈ナルカ特ニ強姦ニ対シテハ各地ノ住民一斉ニ立チ死ヲ以テ報復スルヲ常トシアリ（昭和十二年十月六日方面軍ヨリ配布セル紅槍会ノ習性ニ就テ参照）從テ各地ニ頻発スル強姦ハ單ナル刑法上ノ罪惡ニ留ラス治安ヲ害シ軍全般ノ作戰行動ヲ阻害シ累ヲ國家ニ及ホス重大反逆行為ト謂フヘク……⁽¹⁰⁾。

という内容を含む通牒を發した。日本軍と紅槍会との關係に限るならば、この通牒では次の二点が注目されよう。すなわち、第一に、日本軍側が一九三七年一〇月にすでに「紅槍会ノ習性ニ就テ」という文書を配布したことからみて、日本軍は比較的早い時期から紅槍会の存在に目を向けていたという点である。第二は、日本軍による華北占領と支配において、紅槍会は無視できない存在であった、と考えられる点である。

それでは、日本軍は華北地域の紅槍会に対して実際にどのような対策を取っていたのであろうか。北京のクロニクル紙の記事によると、一九三八年八月、「山西省の紅槍会匪一千五百人は降服を致し、彼等の代表者十二名は日本駐屯軍の処に至り、一千五百名の紅槍会員を寄托する書状に署名を為した」という。⁽¹¹⁾ なお、山西省南部に駐屯した「北支那軍」牛島兵団の戦史資料によると、一九三八年七月上旬から「山西南部ニアリテハ紅槍会ヲ巧ニ利用シ治安肅正上多大ノ便宜ヲ受ケツツアリ」⁽¹²⁾、た、山西省南西部の絳県において、日本軍は国民党にも共産党にも協力

しない二万人を擁する紅槍会に対して帰順工作を行った。「日本軍は進駐以来、長年をかけて帰順工作を実施した結果、紅槍会会長を絳県県長とし、郷土自衛紅槍会とした。その後、周辺の郷村にも同じものが生れて、その下部組織となったので、県の行政組織に強靱な筋金が入ることになった⁽¹³⁾」のである。

日本軍は、紅槍会の武装反抗に対しては厳しい弾圧を加える一方で、以上のように、紅槍会に対する懐柔、手なづけ工作を行っていたのである。日本軍の華北支配体制が形成された後、こうした紅槍会工作は各地の傀儡政権の手に引き継がれていった。一九四〇年三月三〇日に「華北政務委員会」が発足すると、「政務委員会」管轄下の省、道、県、市の各級の行政機構は紅槍会を保甲、自衛団のような組織に改造することに着手した⁽¹⁴⁾。それと同時に、日本陸軍の特務機関によって作られた新民会（一九三八年三月に設立）も紅槍会工作に加わった。また、すでに日本軍、傀儡政権に協力姿勢を表明した先天道のような政治的宗教結社も、各地の分会を通して紅槍会に働きかけた。新民会、先天道の紅槍会工作については、従来の研究ではほとんど言及されていないので、以下その点に触れておきたい。

まず、新民会の紅槍会工作の任務に関しては、一九四〇年に「北支方面軍」が配布した「華北ニ於ケル思想戦指導要綱」によると、

農村及都市ニ於ケル民衆組織工作ノ監督指導ハ、其地駐屯日本軍司令官（小地区指揮官以上）ノ内面指導ニ於テ其地行政長官之ヲ行フ。但シ各行政長官ハ各々其地新民会指導者ヲラシムル如ク指導スルモノトス。⁽¹⁵⁾

とある。この「思想戦指導要綱」は紅槍会に直接触れていないものの、紅槍会が新民会の「民衆組織工作」の一つ

となったことは想像に難くない。一九四二年、新民会のメンバー池上留義は河南省紅槍会の実態を調査して、「従来中央地方を通じて（紅槍会に対し——引用者注）一貫せる指導方針なく然も各々誤れる独善的行動を犯し本日に至つたものである」と指摘したのち、紅槍会の利用価値を認めて、今後紅槍会を新民会の末端組織にすることに、「紅槍会のもつ宗教的信念を（「東亜新秩序」の——引用者注）新しき理念と結合せしめつつ指導し新民政治を浸透せしめ、秘密結社を改革する」ことを提言している⁽¹⁶⁾。

次に、先天道会などの政治的宗教結社の役割について触れたい。先天道会は一九三九年三月に日本軍の意向で設立されたもので、会長江洪濤をはじめ、三二名の中心メンバーのうち大半は河北省出身であり、その活動は河北省を中心に展開されていた。先天道の宗旨は、「人心を化育し社会を安定ならしめ民衆を覚醒し以て防共救国、友邦親善、東亜新秩序の建設を図るを目的とす」るものであった⁽¹⁷⁾。「先天道の文会は香を焚き念仏し、道義を唱え人心を正す。共產邪説の駆除と世界平和の祈禱を宗旨とする。武会は武術を習得し聯荘会を結成し、共産党の打倒と人民治安の維持を宗旨とする⁽¹⁸⁾」ように、文と武の二つの側面をもっていた。先天道は、華北農村の紅槍会、大刀会、黄沙会、天門会、黄旗会、白槍会がすべて先天道の会衆によって設立された「武会」であると称して、積極的に紅槍会に働きかけていたのである。

しかし、このような華北地域における紅槍会工作が複数の部門、団体によって担われていたので、政策の統合を図るのは困難であり、矛盾も避け難かった。実際、一九四三年五月から八月にかけて、未来和平宗教会事件をめぐる、傀儡政権下の山東省夏津県政府と当地に駐屯する日本軍との間に意見の対立が生じている。太平洋戦争勃発後、

日本軍は華北地域で「東亜聖戦に協力するための銅鉄献上」運動を發動し、夏津県の未来和平宗教会は積極的にそれに応じた。未来和平宗教会が地元の黄沙会を利用して自衛団を組織し、強制的に食糧を徴収するなどの行動に出たことに危惧を感じた夏津県は、該会の主要メンバーを逮捕し、該会に対する取締を求めた。しかし、逮捕された者は日本軍側の意向で釈放されたのである。⁽¹⁹⁾なおそこには、さらに深刻な問題が存在していた。それは、紅槍会が「東亜新秩序」に組み込まれた後、過重な負担に不満を持ち、反発したことで、そうした事件は特に八路軍と隣接している地域に多発していたと思われる。この問題を次に、永清県先天道会を例にみておきたい。

2、紅槍会統合の限界——河北省永清県先天道会の事例

一九四三年に起きた河北省永清県のいわゆる「紅槍会叛乱事件」は、当時の日本軍、傀儡軍、八路軍と紅槍会の複雑な関係を明白に示している。この事件について、三谷孝は日本側の資料に依拠して、「一九四三年三月に河北省永清県に起きた紅槍会叛乱の一例は、日本軍の努力によってすでに善導・利用された紅槍会が、実際には共産党方面とずっと連絡を保っていた」と述べるとともに、この事件とは関連性のないと思われる中共側の回想録を、「この叛乱の実情を裏付けた」資料として扱っている。⁽²⁰⁾しかし、事件に関連する各方面の資料を照らし合わせてみれば、三谷氏の資料引用と解釈には問題があることは明らかである。

この事件に関わる各方面の立場を反映していると思われる一次史料が存在する。すなわち、①永清県知事郭長年の報告（篠代電）、②先天道總會會長江洪濤の内務総署宛の報告書、③河北省公署民政庁視察王德輝、警務庁綏靖科

長宋甲三、津海道道尹李少微の合同調査報告、④日本軍の支那駐在歩兵第二連隊の戦史資料における関連記録、の四つである。以下、これらの資料から事件の全容を検討してみたい。

(1) 事件の経緯―紅槍会と永清県警備隊の衝突

まず事件の経緯についてであるが、永清県知事郭長年の報告によると、一九四三年三月五日、永清県警備隊が日本軍の命令を受けて後奕鎮に移駐したとき、紅槍会領師趙宗賢（先天道メンバー）の率いる衆に襲われ、衝突中に、趙は県警備隊に殺された。その後、知事は双方の盲動を阻止する一方、先天道永清分会副会長張桓之と協議した。しかしこの会は、うわべは従ったが陰では従わなかった。また、第四区の紅槍会会員数百人が東羊八荘にある警備隊第二中隊を襲撃し、そのとき紅槍会会員一名が警備隊の銃撃を受けて死亡した。その後、紅槍会会員は県城周辺三、四里の電線を切断し、警備隊の通行を禁止し、県敵捐を徴収した数人の警備隊員の身柄を拘束した。同報告は結論として、事件の責任はもっぱら紅槍会の方にあると断じている。⁽²¹⁾

これに対して、先天道会側の事件陳述はこれとまったく対立する。江洪濤が事件発生後に先天道永清県分会から得た情報に基づいた報告によると、三月五日、王祿祥配下の県警備隊は、県城に戻る日本軍と入れ替わって後奕鎮に駐屯することとなった。同じ頃、たまたま交通会社の日本人職員後藤和衛ら四人が「鉄路愛護村の村民」を慰安する企画を催し、それに応じた先天道永清分会会長趙宗賢が会員を集めて参加し、一回で「聴講し、観劇していた」。そのとき、王祿祥は部下を率いて紅槍会全員に所持する刀と矛を差し出すよう命じるとともに、副会長楊蘭廷の家族および劉姓の老婦人を生き埋めにした。従って、事件の責任はもっぱら県警備隊にあるという。⁽²²⁾

一方、河北省公署民政庁視察王德輝、警務庁綏靖科長宋甲三、津海道道尹李少微の合同調査報告によると、事件発生後、津海道道尹李少微は代表を永清県に派遣し、事件の処理に着手した。河北省公署は王德輝、宋甲三を永清県に派遣した。事件の経緯について、王、宋の両名は日本軍大隊長日野原の話に基づいて報告した。それによると、三月一八日に紅槍会と県警備隊の衝突が拡大し、二三日には日本軍が出勤して、先天道会の副会長張桓之その他一七名を逮捕した。張などは日本軍に命じられ各村に行つて宣伝演説をし、三千余りの刀と矛を日本軍に引き渡した。四月一日、王祿祥の部下で、李家口に駐屯していた県警備隊の小隊長陳銘は日本軍の命令で二名の兵士を率いて各村に赴き、「人を雇つて遮断壕を掘る」作業中、もつとも抵抗の強い馮金榮部の先天道会員に包囲され、陳銘が刺殺され、警備隊員三名が負傷したほか、武器を取りあげられた。その後、馮は自ら日本軍と交渉し、武器返還を求めた。⁽²³⁾

以上の三つの史料を照らし合わせてみると、この事件の経緯について、三月五日に起きた紅槍会と県警備隊との衝突、三月一八日の事件拡大、四月一日の余波、の三段階に整理することができよう。

(2) 事件の原因—紅槍会は八路军と通じていたかについて

紅槍会はなぜ県警備隊と衝突したのであろうか。紅槍会の背後に共産党の影響があったのであろうか。この二つの問題が事件を理解する重要なポイントとならう。これらについて、日本軍側の資料をみると、

昭和十七年秋以来、河北先天道会に属する永清県紅槍会は支那側県所属武装団体との間に確執あり、地区隊は同会が県民数万を擁し、信仰団体の立前たると共に、一応わが軍に服しあるを以て、かねてこれが善導に努め

つつありし關係上、県側との間に立ちて調停に當り、昭和十八年一月、一旦緊急解決せられしが、三月に入り再び衝突し、遂に治安維持に任ずるわが永清警備隊に抵抗し、三月十八日国分見習士官以下の死傷を生ずるに至れり。⁽²⁴⁾

とある。このように、紅槍会と県警備隊との衝突は偶発的なものではなく、以前からすでに確執があったのである。また、日本軍は後突鎮駐屯中、紅槍会に対して武器の引き渡しを要求しなかった。三月五日の紅槍会と県警備隊との衝突が日本軍と県警備隊の駐屯交代の際に生じたことからみれば、事件は紅槍会と県警備隊との間に日ごろ存在する不信感の爆発であったと言えよう。このような不信感が生じた背景に次の二点があった。一つは、地域の農民に「攤款」など過重な負担を課した永清県当局に対して、農民の利益を代表する紅槍会が強い不満を持っていたことである。いま一つは、前出の三谷論文の指摘にあるように、紅槍会が八路軍の煽動を受けた可能性である。前者についてはここでこれ以上論じるに足る史料を持ち合わせていない。ただ、後者の三谷説については、各方面の資料を総合的に検証した結果、疑問が生じたので触れておきたい。

紅槍会に対する八路軍の影響について、上述の史料では三ヶ所でそれに言及している。①前述の河北省公署の調査報告に引用された日野原大隊長の話では、「該先天道会最近の蠢動は、不良分子の惑わし若しくは匪共の煽動によるもの」⁽²⁵⁾とある。②該調査報告の作者は、「該県先天道会は完全に解散したとはいえ（事件発生後、永清県先天道会は北京の先天道總會の命令で解散した——引用者注）、該部会員のうち少数の不良分子が該地の土匪と結託することはしばしばある」⁽²⁶⁾とする。③日本軍側の資料によれば、三月二一日に日本軍が集結した後、李少微と江洪濤に対してそ

れぞれ県警備隊と紅槍会の行動を収束させるよう命じたが、「南部の紅槍会は帰順を誓ひしが、北部紅槍会は疑心暗鬼して即時帰順せず、却つて武装して各地に結集し、且つ永定河付近の共産軍東進縦隊に救援を求めあること明らかとな」つたということになる。⁽²⁷⁾

以上のうち、①と②ではいずれも「不良分子」や「匪共」、「土匪」などという不確定な言葉が使われているが、それを裏付ける十分な根拠を提示していない。ここで注目すべきは、③の述べる、事件拡大後、紅槍会が共産党部隊に救援を求めたという内容である。つまり、これらの史料から明らかになるのはせいぜい事件発生後の紅槍会と八路軍との関係であり、三谷氏の言つた紅槍会が「共産党方面とずっと連絡を保つていた」ことを証明するまでには至らないのである。ところで、八路軍側の資料に、紅槍会と八路軍との関係を否定するものが存在するのは興味深い。一九三八年に永清県で紅槍会工作を行つていた八路軍董振明の回想文「改造紅槍会」によれば、当時もつとも困難なのは趙総領師と小隊長馮金栄部の工作であつた。一九三八年七月、八路軍は永清県の紅槍会を改編したが、そのとき、改編に反対した趙総領師は中共の許可を得て部隊から離脱し家に帰つてしまつた。馮金栄は「部下を率いて部隊を離脱しようとしたが、共産党に発覚し実現できず、後に脱走し、恥ずかしい裏切り者になつてしまつた」という。「趙総領師」と趙宗賢が同一人物であつたかどうかまでは確定できないが、前述した王德輝、宋甲三の調査報告による限り、永清県の「紅槍会叛乱事件」に際してもつとも激しく県警備隊に抵抗したのはまさにこの馮金栄であつた。ただ、かつて八路軍から脱走した馮金栄が八路軍に唆されて「叛乱」を起したとは考えにくい。

また、県警備部隊の王祿祥部隊が八路軍と関わつていたことを示唆する資料も存在する。一九四〇年代に河北省

中部地域で抗日活動を行っていた八路軍幹部曠伏兆は、後に書いた回想文で王祿祥について次のように述べている。王は土匪出身で、一九四一年以前に日本軍に迎えられ、その部隊は県警備隊に改編された。王が日本軍に身を投じた目的は政治的なものではなく、もっぱら現実的な利益のためであった。八路軍が永清県に戻ってゲリラ活動を再開したとき、王は密かに八路軍と関係をつけた（原文…「拉關係」）。曠伏兆によれば、王祿祥部隊に対する工作は當時八路軍の傀儡軍工作のなかでもっとも早く成功した例の一つであった。⁽²⁹⁾ここでは、王祿祥部隊がいつ八路軍と関わりを持つようになったかという点が重要であろう。曠伏兆によれば、八路軍が河北省中部地域で敵工組を設立し、傀儡軍工作を始めたのは一九四二年夏であった。⁽³⁰⁾もし前述の王祿祥部隊と紅槍会との確執（一九四二年秋）、およびその後の衝突拡大（一九四三年三月）が王部と八路軍との関係が成立した後のことなら、事件は王部が八路軍の指示を受けて、八路軍と戦っていた先天道会Ⅱ紅槍会を攻撃したものと見ることもできるからである。しかし、今のところこれを証明する直接的な証拠を見出すに至っていない。従って現段階では、県警備隊と紅槍会との衝突についてはこれが政治的な事件ではなく、双方にあった日ごろの「確執」を背景とする爆発と見るのが妥当ではないだろうか。

以上の分析を通じて次の二点を明らかにできたと思う。すなわち、第一に、事件は共産党勢力の「煽動」によるものではないということである。第二に、日本軍と八路軍対峙の地域において、紅槍会は両者の力の消長に応じて、往々にして優勢を占める方に近寄った立場を取る。しかし、過重な負担によって民衆の利益が損なわれたとき、紅槍会は支配勢力に反発することもありうる。永清県紅槍会の事件を通じて注目すべきことは、紅槍会の反発は、一

般に言われる紅槍会の「排他性」によるものではなく、紅槍会が日本軍に服従した後起きた反発である、というこ
とである。

二、抗日戦争下における八路軍と紅槍会

戦時中の日本軍の支配と紅槍会との関係に関する考察から、日本軍およびそれに協力する傀儡政権にとつて、八
路軍支配地域に近い地域の紅槍会を「東亜新秩序」の支配体制の末端に組み込むのは容易なことではなかった、と
いうことがわかった。ただ、ここで問題となるのは、たとえ組み込めたとしても、それをいかに長続きさせるかと
いうことである。中国共産党・八路軍においても同様であり、紅槍会を抗日戦争の戦略に取り入れようとすれば、
同じ難題に直面したのであった。中共の紅槍会認識については、馬場毅⁽³¹⁾と喬培華⁽³²⁾の先行研究ですでに重要な指摘が
なされている。以下、日中戦争期における中共の紅槍会認識、および中共と紅槍会との関係について筆者なりに整
理しながら、見ることにしたい。

1、八路軍の紅槍会認識と両者関係の概観

まず、抗日戦争初期の一九三八年初、八路軍は華北の平野地帯で根拠地の建設を始めた。同年四月二一日、毛沢
東、洛甫（張聞天）、胡服（劉少奇）などが八路軍総司令朱德宛の電報のなかで、「会門、土匪に対しては慎重に対処
すべきである。具体的な可能性に応じて彼等を改造すべきである」と指示した。⁽³³⁾つまり、八路軍の紅槍会工作のポ

イントは「改造」という点にある。数ヶ月後、劉少奇は紅槍会の政治的態度について、「彼らはすべての問題について自身の利益から出発し、誰であろうと彼らを騷擾掠奪に來れば、それに反発しそれを消滅」し、「日本軍、傀儡軍、抗日軍隊、省政府、土匪、いかなる党派に対しても、彼らの政治的立場は中立的である」と述べている。⁽³⁴⁾ちなみに、紅槍会の性格について、彭真は「論冀魯豫紅槍会工作」と題した文章のなかで劉少奇の紅槍会認識とほぼ一致した指摘をしている。⁽³⁵⁾ここで、紅槍会を中共と行動を共にする組織に「改造」しようとする中共のねらいと、紅槍会の「自衛的な」性格に対する中共の認識との間に、明らかに大きなギャップが存在する。⁽³⁶⁾

一九三七年から三八年にかけて、国民党の敗退と日本軍の南下によって、華北地域には政治権力の「空白」が生じた。それを埋める勢力となった中共・八路軍の紅槍会工作はかなり成功していた。中共は大量の紅槍会武装を改編し、数多くの農村青年を八路軍に吸収した。⁽³⁷⁾その人数は河北省中部地域だけでも数万人にのぼるものといわれる。⁽³⁸⁾中共に対抗する紅槍会組織も、八路軍の強力な戦闘力を前に崩れてしまった。⁽³⁹⁾

次に、抗日戦争中期における中共の紅槍会認識についてみてみよう。一九三九年、日本軍による「治安強化」の結果、華北地域では日本軍―傀儡軍の支配網が次第に形成されていった。この時期の紅槍会に対して、中共は、紅槍会の一部が日本軍―傀儡軍の支配網に組み入れられ、抗日から親日へと立場を逆転したと認識していた。これを背景に、八路軍の紅槍会認識も自ずと従来の固定観念から変っていった。⁽⁴⁰⁾中共の紅槍会認識を代表するものとして、一九四〇年一月中共冀魯豫邊区党委员会の幹部王從吾の「如何進行会門工作」と題した文章が注目される。この文章において、王は直隸省南部と河南省北部の三〇余りの紅槍会組織を次のように分類している。すなわち、a)公然

と日本軍に身を投じて漢奸になったもの、⑥土匪の侵害から身を守るためのもの、⑦郷民を圧迫し、デマを飛ばし、恐喝などをするもの、⑧日本軍、傀儡軍に対抗する進歩的なもの、という四タイプである。⁽⁴¹⁾ 前述の劉少奇、彭真の紅槍会認識と比べ、この認識は、日中戦争における紅槍会の現実を反映していたものと言えよう。

このような紅槍会認識は、中共の紅槍会対策にも現れた。王従吾によれば、そのポイントは「積極的に彼ら（紅槍会）を味方につける」ことと「適度に彼ら（紅槍会）に打撃を与える」ことの二点である。⁽⁴²⁾ 「積極的に彼らを味方につける」ことは、親類、友人、同郷、同僚、同業などの関係を利用して「彼らの組織に入り、彼らと一つになる」ことである。紅槍会内部で指導権を握れば、その組織全体を瓦解させることが可能になる。「適度に彼らに打撃を与える」ことは、密かに漢奸や国民党と連絡を取った紅槍会の頭目たちの行動を暴き出して、彼らを逮捕し、公に漢奸活動を行った紅槍会には軍事的な打撃を与えることである。王従吾は、従来土豪劣紳が主導権を取っていた滑県の聯莊会（大公団）が中共のコントロール下に置かれたこと、東明県の紅槍会が八路軍の攻撃に敗れた後、八路軍を擁護する立場に転じたという二つの事例を挙げて、中共の紅槍会対策を評価している。⁽⁴³⁾ 続いて、王従吾は紅槍会の組織を瓦解させた後、救国会、自衛隊などの進歩的団体を設立し、紅槍会会衆に対して政治的教育を行い、これらの生活の向上に力を入れることの必要性を強調している。

しかし、現実の状況からみれば、王の紅槍会認識はやや楽観的すぎるものであった。紅槍会に対する「適度な打撃」の効果は当初のねらいからかけ離れたものである。前出の東明県の紅槍会は中共に改編された後も、中共による徴兵とその他の負担増加に反発して再び集結した。滑県の大公団も解散後、会衆は抗日戦争への参加という中共

の呼びかけに消極的であつた。⁽⁴⁴⁾ 河北省南部、山東省西部地域にもこのようなことが見られる。⁽⁴⁵⁾

最後に、抗日戦争後期における中共の紅槍会認識についてみてみよう。一九四〇年に八路軍が日本軍を攻撃した「百團大戦」は、華北の日本軍に打撃を与えた。これに対抗して、日本軍は翌年三月から一九四二年一〇月までの間に五回にわたつて「治安強化民衆運動」を發動し、軍事、政治、経済、文化、思想の諸側面から支配強化をはかつた。⁽⁴⁶⁾ 日本軍は華北地域を「治安区」、「準治安区」、「非治安区」の三つに分類し（それに対して八路軍はこの地域を「根拠地」、「接敵区」、「敵占区」と称する）、「準治安区」において傀儡政權・傀儡軍を組織した。日本軍は八路軍が頻繁に出没する河北省南部地域で平均一五平方キロに一つの割合で合計一一〇三の堡壘と拠点を修築した。⁽⁴⁷⁾ 「非治安区」では、日本軍は大規模な「掃蕩」を実施した。こうしたなか、きわめて厳しい状況に置かれた華北地域の八路軍は、紅槍会工作においても困難な局面に陥つた。

一九四二年五月に、中共冀魯豫辺区党委員会は「敵占区与接敵区工作的方針与政策」と題した内部指示を下し、「会門」とも呼ばれる聯莊会、紅槍会、白槍会、緑槍会、黄槍会、黄沙会、大刀会、長毛道、無極道など十数の結社に対して次の三つの具体的な対策を提示した。すなわち、第一には、一般の会門組織は直接あるいは間接的に日本軍、傀儡軍と関わっているが、八路軍はこのような関係を諒解し、会門と八路軍が互いに助け合うという目的を達成するために彼らと口頭もしくは書面の協議を結ぶべきである、というものである。第二には、過去の経験からすれば、会門に対して単なる打撃と鎮圧の手段を用いても、彼らを敵の側に押しやってしまうだけで、たとえ一時的に効果があつたとしても、会門は日本軍と漢奸の煽動の下で再び現れるという点である。そして第三には、会門

の活動地域に入った中共部隊は補給面においては自給自足を原則とし、地元の住民に対する食糧、物資の強要を禁止すること、であった。⁽⁴⁸⁾

以上から、日中戦争期の複雑な政治状況の下で、各種の政治勢力の利用対象となった紅槍会は政治的には流動的な姿勢を取っていたことは明らかであろう。これに対応して、中共の紅槍会対策もいくつかの様相を呈した。まず注目されるのは紅槍会工作における中共の政策矛盾である。中共は、イデオロギーの原則と現実の利益との間で、ときには前者を重視して紅槍会の迷信的・封建的・反動的性格を批判するが、ときには後者を重視して紅槍会との連携を強調している。それゆえ、前述したように、日本軍・傀儡軍に協力する姿勢を示した一部の紅槍会に対して、中共はその政治的立場を諒解し、「互いに助け合う」ことを求めていた。このような政策のずれから、中共の紅槍会工作にはいくつかの矛盾が生じた。

2、日本軍占領地域における八路軍の紅槍会工作

中共の紅槍会認識と両者の関係は、地域によって異なった様態を呈していた。中共のいう「接敵区」、「辺区」、「遊撃区」は、日本軍と八路軍の勢力消長の影響を受けて、中共の根拠地になったり、日本軍の支配地域になったりしていた。以下、中共の紅槍会工作を日本軍の「占拠区」と八路軍の根拠地に分けて分析してみたい。

中共は日本軍占領地域の紅槍会を、日本軍に接近するものと傀儡軍に吸収されたものに二分した。前者に関して、一九四〇年に陸定一は、

会門はそのメンバーが地元の民衆である点において傀儡軍と違う。会門の首領の多くは日本軍の訓練を受けた漢奸である。しかし、全部がそうだとはいえない。従って、会門を対象とした工作は慎重に行わなければならぬ。日本軍と漢奸の離間の罫にはまらず、政治的影響や紀律を通じて会門をわれわれの方に引きつけるべきである。⁽⁴⁹⁾

と分析している。つまり、中共は紅槍会の一般会衆と日本軍に協力する少数の頭目とを区別し、たとえ日本軍占領地域の紅槍会を攻撃しても、攻撃対象を少数の分子に限ることで、一般会衆を敵に回すことを避けたい、ということになる。

八路軍の工作は傀儡軍の内部にも及ぶことになった。日本が華北地域を占領した後、治安軍、皇協軍、新中央軍などと称する傀儡軍が組織された。退役軍人、土匪などを含め、傀儡軍の構成分子はきわめて複雑であった。⁽⁵⁰⁾ 日本軍は一九三八年武漢を占領した後、東北地域と北京、天津出身の將校を通じて傀儡軍を改造する計画を打ち出した。しかし、これらの將校たちと兵士の出身が異なっていたため、両者の間には対立が生じた。八路軍はこれを利用して、傀儡軍瓦解工作に力を入れた。一九四〇年九月、八路軍副總司令彭德懷は中共の北方局高級幹部会議において、「宗教会門の關係を通じて」傀儡軍瓦解工作を行うことを指示した。⁽⁵¹⁾ 八路軍第二二九師は「大胆かつ慎重に白面客（アヘン吸飲者）、会門、流氓、土匪を利用して、彼らをわれわれと偽軍との間の架け橋にする」よう指示した。⁽⁵²⁾ また八路軍第一二〇師は、「敵を工作の対象とする幹部は広く友達を作り、絶対敵を作つてはいけぬ。士紳、地主、ちんぴら、流氓、農工商学、いい人とも悪い人ともみな友達になれ」と指示した。⁽⁵³⁾ このように、八路軍は傀儡軍を

崩壊させるために、会道門を含めてさまざまな人的ネットワークを利用していたのである。

具体的に言えば、八路軍は傀儡軍と関わりのある紅槍会頭目を傀儡軍内部に派遣し、傀儡軍の將校、兵士と義兄弟になる方法で彼らに接近したのである。河北省南部の傀儡軍工作に関する報告には、

封建大頭目（紅槍会頭目を指す）は傀儡軍の上層、下層の間でとても威信のある存在である。多くの傀儡軍將兵は彼らの徒弟輩である。もしこれらの老頭子を味方に付けたら、傀儡軍との関係は非常にうまくなる。……派遣される幹部は慎重に選択すべきである。本人がかつて封建団体に参加していたり、家族が封建団体と関わりを持っていたり、あるいは封建団体の内幕が分かたりする者でないと、彼らとの仲がうまくいかない。必要なときに、政治部門の批准を得てからその団体の内部に入ると、工作がうまく行く。⁽⁵⁴⁾

とある。八路軍が紅槍会を通じて傀儡軍の分裂工作を行なったことについては、資料に限りがあつてこれ以上事実関係の検討を進めることができないが、この時期に出された中共の各種の文献、報告から見ると、このような関係が存在すること自体は疑いのない事実であろう。

3、八路軍の根拠地における紅槍会工作

すでにみたように、中共の統一戦線理論においては、抗日のためにあらゆる勢力と団結することが重要であった。その一つとして、紅槍会工作において、中共は再三にわたつて紅槍会と良好な関係を保つことを強調している。しかし、これは根拠地以外の地域に適用される原則であり、根拠地内の紅槍会に対する政策は、多くの場合、これと

相反するものであった。すなわち、紅槍会内部に浸透し、最終的にそれを消滅させる、というものである。これについて、一九四〇年四月、中共冀魯豫邊区党委員会幹部信錫華は、

今日われわれの地域において、会門のほとんどはいささかの革命性も帯びていない。会門は反動政府に対抗する手段をもってわれわれ抗日の進歩的政府に対抗し、金も食糧も出そうとしない。われわれの立場からすれば、これはもはや反革命的行動に等しいものである。いわんや、そもそも会門は遅れた封建的組織であり、敵や頑固派に利用されやすいものである。⁽⁵⁵⁾

と述べている。つまり、中共はイデオロギーの原則と革命の現実的必要から会門組織を否定し、それらを中共軍隊に協力しない「反革命的な」結社と見なしていたのである。その結果、根拠地において、中共は宗教、結社、出版、言論の自由を保障することを強調したが、宗教結社、とりわけ武装会門についてはその対象と認めなかった。一九四二年三月、中共晋冀魯豫邊区政府は会門取締の命令を發した。その理由として、遅れた迷信組織であることと、抗日活動を破壊することの二点が挙げられている。⁽⁵⁶⁾これについては一九四二年一二月の冀魯豫の中共高級幹部会議において中共幹部が、

敵に占領された地域の会門組織と根拠地内の会門組織とは性質が違う。後者が根拠地秩序を妨害し破壊するのに対して、前者は敵の秩序を妨害し破壊する革命的な役割を果している。……民族矛盾を主要矛盾とする党の立場からすれば、(両者に対して)異なった方針を取るべきである。すなわち前者と団結し、後者を肅清することである。⁽⁵⁷⁾

と発言していることにも表れている。このように、中共の抗日統一戦線の言説とその革命の現実との間には緊張した対立関係が生じていた。現に、中共根拠地および遊撃区においては、宗教結社、会門武装に対する弾圧事件が見られる。この類の事件は主に、民衆大会を通じて宗教結社の会衆に脱会するよう呼びかけることと、武装弾圧という二つのパターンに分けられよう。一九四三年一〇月に河北省東部の八路军活動地域で起きた大仏教、一貫道弾圧事件は後者の典型であると考えられる。⁽⁵⁹⁾

4、山西省孟県九宮道会の反八路军事件

中共は根拠地の会門武装を改編・吸収し、抗日の武装勢力として動員していた。しかし、紅槍会が根拠地における負担増と宗教政策に反発し、日本軍、傀儡軍と手を組んで反中共の軍事行動を起こした例は少なくない。⁽⁶⁰⁾ ただ、それに関する記述はいずれも当事者の後年の回想録によるものであり、具体的な事実に関しては曖昧不明な点が多い。以下、当時の『晋察冀日報』の記事をもとに、一九四二年四月に山西省孟県で起きた紅槍会（九宮道）の反八路军事件を取り上げたい。⁽⁶¹⁾ 孟県は日本軍の「準治安区」と八路军の「接敵区」が重なる地域であり、日本軍が孟県の県城を中心に自らの勢力範囲を広げようとした時、八路军は農村地域を拠点に抗日活動を行っていたからである。

(1) 事件の経緯

孟県の紅槍会（九宮道）は日中戦争以前にすでに存在したが、日中戦争初期にその活動は一時期沈静化していた。⁽⁶²⁾ 日本軍が孟県の県城を占拠した後、少数の紅槍会頭目が日本軍の傘下で活動を再開した。一九四〇年、獐兒坪村の

地主謝家岱は県城で仏教会（日本軍の承認を得たもの）に入り、三ヶ月の訓練を受けた。一九四一年日本軍の第四次「治安強化運動」の後、井溝村に外から五人の人が来て、仏堂建造、「坐工」、「練武」、および武器製造など一連の活動を行い、この地域に紅槍会の組織を広げた。各村における紅槍会の活動は仏堂を中心に展開されていた。仏堂は「文堂」と「武堂」に分かれ、「文堂」の活動は主に老人と女性による素食、念仏であり、「武堂」の活動は主に青年、壮年の「練武」である（「文堂」と「武堂」の構成は親日の先天道会ときわめて類似している）。堂は堂主あるいは正・副主任を責任者とした半政治・半軍事的組織であった。

一九四二年四月八日、孟県の井溝、紫牛莊一帯の紅槍会（九宮道）会衆数百人が集まって、中共の幹部、偵察を捕まえ、合作社の公糧を奪った。彼らは仏堂を設けて、強引に百姓を入会させた。また、獐兎坪村で三一名の女性が強姦され、四月九日から一日にかけて、孟県北部の禪房村などにも同じことが起きた。紅槍会の人たちは（「紅槍会に）入らない者はすなわち八路軍とぐるになるものである。八路軍とぐるになるものは容赦なく殺す。（紅槍会に）入らない村には、二倍の人と物を出してもらおう」とも言った。

この事件について中共は無知な紅槍会会衆が日本軍の煽動を受けて起こしたものと受け止めた。四月一八日に、八路軍は工作団と武装宣伝隊を孟県に派遣し、民衆大会を開き、宣伝・説得工作を行った。五月二日、八路軍は事件の中心地域を包囲し、二八日に武力で各村の仏堂を壊した後、杜本善など事件に関わった七、八人の主要分子を処刑した。六月初、さらに李樹ら九人を逮捕、処刑した。また、日本軍のスパイといわれた地主謝家岱の財産の一部を没収した⁽⁶³⁾。孟県が中共の模範根拠地とされる晋察冀根拠地に位置するがゆえに、中共はこの事件を重大視し

たのであろう。事件後、二〇〇名の基層幹部を中心とした一〇〇〇人以上の工作団が孟県に派遣され、この地域における支配秩序を回復するために民衆の説得に当たったのである。⁽⁸⁾

(2) 事件の原因——紅槍会はなぜ中共に反対したのか

山西省孟県は北に正太鉄道（山西省省都太原と河北省省都石家荘間の鉄道）に接する。この事件が発生したとき、その中心地域は中共の支配下にあった。しかし、この地域が地理的に日本軍の占領地域に近かったこともあって、一部の人は親日の仏教会を通じて日本軍の影響を受けていた。中共は孟県紅槍会を「日本軍のスパイ、別働隊」と見なしていたが、紅槍会は八路軍と日本軍の間で中立を保とうとした。最初に、地元の人たちは「日本も悪い、八路軍も悪い。やはり自分でやる」という考えから、「刀槍不入」を目指して武術を練り、公糧を納めるのを拒否し、「軍糧、軍靴を納めず、軍差に応じない」というスローガンを掲げていた。このスローガンからみれば、紅槍会は八路軍による負担増に不満を持ち、自らの力で自衛する強い傾向をもっていたと思われる。次第に、「九宮道に参加すれば、日本人が来てもその人の家を焼かない。その人の財物を奪わない。かりに財物が奪われたとしても、取り戻すことができる」とのうわさが流れるようになり、「まずは八路軍を殺し尽くす。その後漢奸、日本軍を消滅する」ともいわれるようになった経緯からも、紅槍会の政治的姿勢が変わっていったことがうかがわれよう。

中共によれば、孟県紅槍会の反八路軍「叛乱」は日本軍の圧力によるものである。四月、日本軍は土塔、紫牛莊一带の紅槍会頭目を逮捕し、「皇軍に忠誠を尽くす」ことを強要した。これが四月八日の事件につながったという。しかし、これは事件の唯一の原因ではなかったと思われる。事件に関する中共側の報道も認めたように、紅槍会

がわずか半年の間に四〇余りの村において三〇〇人以上の農民を動員し、大きな影響力をもつようになった背後には、農民の厭戦感情、中共の「統累税」と「新兵役」の実施、および中共幹部の強引な態度に対する農民の不満があったと考えられるからである。「統累税」は一九四一年以降晋察冀根拠地で採用され、辺区政府は税收を増やするために、徴税の対象を社会の各階層に拡大した。その結果、従来中共の「合理負担」や「救国公糧」の徴税政策の下で負担がきわめて軽かった貧農、雇農も負担が増えることとなった。その結果、当然のことながら、中共に対する不満をもつ人が増大することになった。

なお、中共は「百团大戰」の際に正太鉄道の沿線地域で二万の民兵を五〇の大隊に編成し、作戦を遂行した。⁽⁶⁵⁾さらに、一九四一年一月から八路軍の「精兵」政策の一環として「新兵役」が導入され、根拠地内に居住する一八才以上三五才以下の男子は等しく兵役の義務を負うこととなった。中共は「予備兵」と民兵の組織を通じて、農民の「保衛家郷」の意欲を「保衛根拠地」の目的に結び付けようとしたのである。⁽⁶⁶⁾しかし、この「新兵役」制の実施によって、孟県の民衆は日本軍に敵対し、日本軍、傀儡軍の脅威に晒される立場におかれるようになったのである。

以上の点をまとめれば、孟県紅槍会の反八路軍事件は、主に徴税、徴兵など中共による負担増に対する農民の不満に由来したものと見えよう。事件が政治的な原因によるものではない点においては、前出の永清県紅槍会と県警備隊との衝突事件と類似している。八路軍と日本軍が対峙するなか、孟県紅槍会は一時期どちらにも近寄らない独自性を保持しようとしたが、結局のところ現実の利益と日本軍の圧力の下で反中共の方向に走ったのである。

むすび

以上、本稿では、日中戦争期における日本軍・八路軍と紅槍会との関係について双方向的に考察してきた。それによって、以下の三点が明らかにできたと考える。

まず第一に、戦時中、日本軍は自らの支配を社会の末端に浸透させるために、弾圧や懐柔などさまざまな政治的手段を用いて、紅槍会を「東亜新秩序」に組み入れようとした。そのなかで、日本軍に協力する傀儡政権の県行政機関、新民会のほか、先天道、未来和平宗教会などの政治化された宗教団体も、日本軍の紅槍会工作の重要な手段として利用された。しかし、傀儡政権内部において一体性を欠いていたため、日本軍の紅槍会工作も一貫性に乏しいものとなった。特に強調すべきことは、日本軍と八路軍との隣接地域において、武力を後ろ盾にした日本軍の支配は、民衆に過重な負担を強いたため、紅槍会の武力を伴う反発を惹き起こした、ということである。

第二に、中共の抗日闘争に対して、農民を主体とする紅槍会の姿勢は消極的で、ときには対立的なものであった。そこで、農民の階級意識の欠如に悩まされた中共は、階級分析の方法を用いて、紅槍会内部を「革命」と「反革命」の二つの部分に分けて捉えようとした。中共の紅槍会認識は、それぞれの時期における中共の革命戦略とも絡み合っていた。革命戦略が変わるたびに、革命の担い手も変化する。八路軍が根拠地内の紅槍会を「反革命的組織」、日本軍占領地域の紅槍会を「革命的組織」と規定したことからもわかるように、中共の紅槍会政策は一貫したものでなく、各々の具体的な政治状況に応じて変化し、互いに矛盾するところが目立つ。一言でいえば、「動員―弾圧」

の繰り返しという様態を呈した紅槍会に対する中共の政策は、中共の硬直したイデオロギー原則と変化に富む現実的策略との緊張関係を表わすものであると言えよう。

そして第三に、従来の研究においては、在地の紅槍会と外来勢力との関係は、主として紅槍会の「排他性」という歴史的性情に基づいて捉えられてきたため、紅槍会の置かれた社会的、政治的狀況の相違が見逃されがちであった。事実、本稿の考察から浮びあがったように、日本軍と八路軍が隣接した河北省永清県で起きた先天道会事件、および山西省孟県で起きた九宮道会事件は、いずれも日本軍もしくは八路軍の支配体制、具体的には過重な負担に対する民衆の反発が事件の直接的な原因である。⁽⁶⁷⁾したがって、紅槍会の政治的姿勢についてはその組織の「排他性」という視点だけで分析するのではなく、紅槍会が各々の時期や地域の政治力学に応じていかなる政治的な選択を行ったかという視点に立ってそれを問うべきであらう。

註

(1) 三谷孝「抗日戦争中の紅槍会」、南開大学歴史系編『中外学者論抗日根拠地』、檔案出版社、一九九三年。なお、三谷氏の研究で問題と思われる点については、本文中で詳述する。

(2) 三〇年代の紅槍会に関する先行研究のうち、以下の研究は特に示唆に富む。①Elizabeth Perry, *Rebels and Revolutionaries in North China, 1845-1945*, Stanford

University Press, 1980, pp.208-247. Yung-fa Chen, *Making Revolution: The Communist Movement in Eastern and Central China, 1937-1945*, California University Press, 1986, pp.484-495. ②喬培華「抗日戰爭時期的豫北天門会」、前掲『中外学者論抗日根拠地』、五〇一—五一頁。喬培華「天門会研究」、河南人民出版社、一九九三年。張洪祥、王璇「略論抗戰初期冀中区的聯莊会和会門武装」、前掲『中外学者論抗日根拠地』、四九一—四

九九頁)。(3)馬場毅「山東抗日根拠地と紅槍会」、「中国研究月報」一九九四年三月号。

(3) 馬場毅「紅槍会運動序説」、青年中国研究者会議編『中国民衆叛乱の世界』、汲古書院、一九七四年。三谷孝「国民革命時代の北方農民運動—河南紅槍会の動向を中心に」、野沢豊編『中国国民革命史研究』、青木書店、一九七四年。

(4) 武田熙「支那宗教の実態及其の対策」、皇典講究所華北総署『惟神道』第二卷、第二冊、一九四三年二月、七三頁。武田熙は当時外務省の調査官を務め、王揖唐、江朝宗など当時華北の傀儡政権の大物たちと親交を持っていた。

武田は興亜院の宗教政策に深く関わっており、『華北宗教年鑑』(新民印書館、一九四一年三月)の主編者である。

武田と当時の中国宗教界との関わりについては、中国側の資料にも言及がある(趙了空口述・趙玉珂整理「日本侵華時期石家荘の反動道会門内幕(二)」、『石家荘文史資料』第二号、一〇二—一〇三頁)。今年百才の高齢にある武田氏は現在埼玉県に在住し、一九九八年七月—三日に筆者のインタビューに応じて下さった。ここで特に感謝の意を表したい。

(5) 李達『抗日戦争中の八路军一二九師』、人民出版社、

一九八五年、一〇六頁。

(6) 「華北乙種宗教団体調査」の内容は、各宗教の宗旨、宗教系統、崇拜対象、組織情況、リーダーの経歴、機關所在地、布教範圍、信者人数、歴史沿革、経費来源、付属事業の計—一項目に分かれている。「乙種宗教」に関して、調査者の主な関心は、その系統及び当局への登録の有無にあった。調査者は華北の宗教結社を仏教、道教、儒教、および二つ以上の宗教に付会するもの、という四系統に分類している。この資料は中国第二歴史檔案館所蔵の「華北政務委員会総署檔」に保存されている。なお、一九四三年に大東亜省編『調査月報』に掲載されている「山西省に於ける教育宗教の現況」(第一卷第六号、一九四三年六月)、
「山東省に於ける教育宗教の現況」(第一卷第七号、一九四三年七月)は上記の檔案の山西、山東省の「乙種宗教」の内容と一部が一致する。

(7) いわゆる乙種宗教団体とは、民間の宗教信仰に基づいて結成された各種の団体を指すものである。武田熙によると、華北政務委員会の宗教政策の下で、民間(民俗)宗教は甲、乙、丙の三種類に分けられている。甲種には、仏教、道教、ラマ教、回教、天主教、東正教、基督教などの既成宗教、乙種には、紅卍字会、先天道会、一貫道などの秘密

- 宗教結社、丙種には土地廟、娘娘廟、閔帝廟などいわゆる街頭信仰が含まれている。武田熙・村上知行・石橋丑雄「中国に於ける民間信仰」、一九四三・一・二四、前掲『惟神道』第二卷、第二冊。
- (8) 本稿は、繁を避けるため、用語に関しては、資料用語以外はすべて「紅槍会」を使用する。
- (9) 草野文男『支那辺区の研究』、国民社、一九四四年、一三九頁。
- (10) 防衛研究所所蔵、北支那方面軍司令部「軍人軍隊ノ対住民行為ニ関スル注意ノ件通牒」、一九三八・一〇・三〇。吉見義明編『従軍慰安婦資料集』、大月書店、一九九二年、二一〇頁。
- (11) 「紅槍会の背景とその現状」、ノルマン・D・ハンウエル述「エシア・マガジン」所載、興亜院編『情報』第三号、一九三九年一〇月一日。
- (12) 防衛研究所蔵北支那方面軍司令部「山西南部(牛島兵団地区)ニ於ケル紅槍会利用ノ現況」、一九三八・一〇・三〇、三谷孝、「戦前期日本の中国秘密結社についての調査」、(平成七)九年度科学研究費補助金研究成果報告書『戦前期中国実態調査資料の総合的研究』(研究代表者：本庄比佐子)、一九九八年四月)一〇六頁より。
- (13) 防衛庁防衛研修所戦史室「北支の治安戦」(2)、朝雲新聞社、一九六八年、二二六頁。
- (14) 汪兆銘政権成立後、日本軍が扶植した華北地域の傀儡政権「臨時政府」が解散され、これに代わって「中央」と「地方」との中間機構ともいふべき「華北政務委員会」が設立された(前掲『北支の治安戦』へ1)、二九三頁。
- (15) 同上、二八七頁。
- (16) 池上留義「紅槍会指導の一考察」、『新民運動』九月号、一九四二・九・一、新民書局、八五―九七頁。
- (17) 「北京天津思想団体調査」(中)、前掲『調査月報』第二卷第五号、三三九―三四八頁。前掲『華北宗教年鑑』、四九四―四九六頁。
- (18) 中国第二歴史檔案館所蔵、華北政務委員会総署檔「先天道会山東省泰安県分会調査」、一九四二年。
- (19) 中国第二歴史檔案館所蔵、華北政務委員会総署檔「夏津県知事王晋卿呈山東省公署」、一九四三・五。「未来和平宗教会呈山東省公署」、一九四三・八・九。
- (20) 三谷孝「抗日戦争中の紅槍会」、前掲書、五一―八頁。
- (21) 中国第二歴史檔案館所蔵、華北政務委員会総署檔「二〇一八)一一三「永清県知事郭長年篠代電」、一九四三・三。

- (22) 同上「先天道總會會長江洪濤の内務総署宛の報告書」
- (23) 同上「河北省公署民政庁視察王德輝、警務庁綏靖科長宋甲三、津海道道尹李少微の連合調査報告」。
- (24) 前掲「北支の治安戦」(2)、二三三五頁。
- (25) 前掲「河北省公署民政庁視察王德輝、警務庁綏靖科長宋甲三、津海道道尹李少微の連合調査報告」。
- (26) 同上。
- (27) 前掲「北支の治安戦」(2)、二三三五頁。
- (28) 董振明「改造紅槍会」、星火燎原編輯部編『星火燎原』(六)、七六頁、七九—八〇頁。解放軍出版社、一九八七年。
- (29) 曠伏兆「嚴冬過後是春天」、前掲『星火燎原』(六)、一六〇頁、一六三頁。
- (30) 同上、一五九頁。
- (31) 馬場毅、前掲「山東抗日根拠地と紅槍会」、二九頁。
- (32) 喬培華、前掲「天門会研究」、一七五—二〇五頁。
- (33) 「在河北山東平原地区大量發展遊擊戰爭」、一九三八・四・二二、『毛沢東軍事文集』第二卷、軍事科学出版社、中央文献出版社、一九九三年、二一八頁。
- (34) 劉少奇「堅持華北抗戰中敵武裝部隊」、「解放」第四三・四四号、一九三八・七・一。
- (35) 彭真「論冀魯豫紅槍会工作」、「群衆」第二二号、一九

三八・五・一四。

- (36) たとえば、華北平野の平漢鉄道、同蒲鉄道沿線に進駐した八路军の場合、地元住民から強制的に食糧などの物資を徴収していた。八路军第一一五師師長聶榮臻は一九三八年四月にこれを批判した(聶榮臻「幾個月來支持華北抗戰的總結与我們今後的任務」、一九三八・四、『晋察冀抗日根拠地』史料叢書編審委員會・中央檔案館編『晋察冀抗日根拠地』第一冊(文獻選編上)、中央党史史料出版社、一九八八年、一一三—一四頁)。また、中共中央が聶榮臻部隊に派遣した幹部黄敬は、聯荘会、紅槍会是農民と地主の共同組織であり、一部の地域にかけた過重な負担が地主の不安と反抗を募ったことを指摘し、ある地域を完全に支配する前にその地域の紅槍会に対して、武器收奪や食糧徴収、資金集めはしないよう、八路军部隊に警告した(黄敬「地方党五個月工作總結与今後工作方針」、一九三八・四、前掲、『晋察冀抗日根拠地』第一冊(文獻選編上)、一四四頁。なお、中共側の統計によれば、冀魯豫地域の紅槍会武装は二〇万丁の銃をもっていた(彭真前掲文)。
- (37) 李夢齡「冀中区爭取聯荘会的經驗教訓」、「八路军軍政雜誌」第一卷第九号、一九三九・九・二五。
- (38) 張洪祥・王璇「略論抗戰初期冀中区的聯荘会和会門武

- 装」、前掲『中外学者論抗日根拠地』、四九八―四九九頁。
- (39) たとえば、一九三八年五月、河北省南部の南宮地域の六離会は八路軍と衝突し、敗退した(李達、前掲書、一一―一四頁。申仲銘「南宮六離会反乱事件」、同編著『民国会門武裝』、中華書局、一九八四年、一〇六一―一三頁)。数ヶ月後、棗強県の白吉会も八路軍に敗れ、解散に追い込まれた(『李聚奎回憶録』、解放军出版社、一九八六年、一九五―一九六頁)。
- (40) 当時の八路軍の会門政策において、日本軍、傀儡軍と関係のある紅槍会組織をすべて漢奸組織と見なす傾向が現れた。これに対して、林山「怎樣接近群衆」(『八路軍軍政雜誌』第一卷第二号、一九三九・二・一五)はこのような認識上の偏りを「犯罪行為に等しい」と批判した。これについては、「善于応付遊撃区内的一切封建迷信組織問題」(重慶『新華日報』、一九三九・一一・一五)をも参照。
- (41) 王従吾「如何進行会門工作」、『中共冀魯豫辺区党史資料選編』工作組辦公室・中共河南省党史工作委員會編『中共冀魯豫辺区党史資料選編』第二輯、文献部分(上)、河南人民出版社、一九八八年、一三六一―一四二頁。
- (42) 王従吾、前掲文、一四〇―一四二頁。
- (43) 王従吾、前掲文、一三九―一四二頁。
- (44) 「五個月的工作報告」、一九四〇・三・一〇、前掲『中共冀魯豫辺区党史資料選編』第二輯、文献部分(上)、一八七頁。
- (45) 中共中央檔案館所蔵資料(以下、中共檔と略す)宋任窮「冀南討逆工作簡略報告」、一九四〇・一一・二二。
- (46) 前掲「北支の治安戦」(1)、四九四―四九五頁。
- (47) 達格芬・嘉因「走向革命——華北的戦争・社会変革和中国共产党一九三七―一九四五」、中共党史資料出版社、一九八七年、一三七頁。Tetsuya Kataoka, *Resistance and Revolution in China: the Communist and the Second United Front*, University of California Press, Berkeley, 1974, p. 206.
- (48) 中共檔、冀魯豫辺区党委「敵占区与接敵区工作の方針与政策」、一九四二・一五。
- (49) 中共檔、陸定一「在敵占区行動部隊的政治工作」、一九四〇・六。
- (50) 当時、八路軍は傀儡軍の構成を、①土匪、流氓、②民団、保安隊、③紅槍会、大刀会など、④解散された軍隊の兵士、⑤一般民衆の五つに分類した。(劉型「爭取偽軍反正的幾点意見」、『八路軍軍政雜誌』第一卷第八号、一九三九・八・二五)。国民党側の資料にもほぼ同じ分類法が見

られる。それについては、秦孝儀主編『中華民國重要資料初編——対日抗戦時期』第六編・傀儡組織（四）（中国国民党中央委員会党史委員会、一九八一年、一五〇三—一五〇四頁）を参照。

(51) 河北省社会科学歴史研究所他編『晋察冀抗日根拠地史料選編』上、河北人民出版社、一九八三年、四一九頁。

(52) 中共檔、「関于敵軍工作的指示」、一九四二・一・一。

(53) 中共檔、「敵偽軍工作」、一九四二・二・七。

(54) 中共檔、「冀南区偽軍工作經驗介紹」、一九四三・三。

(55) 信錫華、「目前的政治形勢与辺区党委的任務」、一九四〇・四、前掲『中共冀魯豫辺区党史資料選編』第二輯、文献部分（上）、二五九頁。

(56) 「晋冀魯豫辺区政府取締非法秘密教門防止敵奸利用活動」、「解放日報」、一九四二・三・三〇。

(57) 黄敬「辺区の形勢与任務」、一九四二・二二、『中共冀魯豫辺区党史資料選編』第二輯、文献部分（中）、三九三頁。

(58) 「徐定開反「偽仏教」大会「盤主」等均紛紛宣誓退教」、「晋察冀日報」、一九四二・九・一五。

(59) 李文驊「冀東公安組織的建設及勤奸保衛工作」、冀熱遼人民抗日闘争史研究会編輯室編『冀熱遼人民抗日闘争』

（文献・回顧録）第三輯、天津人民出版社、一九八七年、二八二頁。

(60) 根拠地における会門「暴動」事件のほとんどは経済的原因によるものであった。中共山東省荷沢地委党史資料徵集研究委員会（張宝英執筆）「平息湾楊紅槍会暴乱」、前掲『中共冀魯豫辺区党史資料選編』第二輯、專題部分、山東大学出版社、一九九〇年、四二二—四三〇頁。寶治水「瘋狂一時的「坎会」、《聚強文史資料》第三輯、一九八九年、一八六一—一九六頁。

経済的な原因のほかには、中共による宗教信仰の弾圧も紅槍会「叛乱」の原因の一つであった。蘇振華「開辟敵占区工作初步總結」、一九四一・四・七、前掲『中共冀魯豫辺区党史資料選編』第二輯、文献部分（上）、五七頁。中共山東省泰安市委党史資料徵集研究委員会（吳緒倫執筆）「泰西紅五月運動」、前掲『中共冀魯豫辺区党史資料選編』第二輯、專題部分、四五七—四六九頁。王志道・劉書友「黎城県粉砕離卦道暴乱記」、《山西文史資料》第四三輯、一六七頁。

(61) 翁才「孟県紅槍会叛乱的經過和真相」、「晋察冀日報」、一九四二・九・一五。この記事は「孟県紅槍会叛乱經過」と題してほぼ全文『解放日報』（一九四二・一〇・二三—

二四)に転載されている。

- (62) 九宮道は清末期山西省五台山の普濟和尚によって創立され、民国初期に孟県に伝えられた民間宗教結社である。孟県の紅槍会は九宮道をベースに組織されたものである(孟県史志編纂委員会編、『孟県志』、方志出版社、一九九五年、四四二頁)。
- (63) 謝家俗の表記について、『孟県志』では「謝嘉俗」としている(同上、四四三頁)。
- (64) 前掲『孟県志』、四四三頁。
- (65) 同上、五五八頁。
- (66) 宍戸寛他『中国八路军・新四軍史』、河出書房新社、

一九八九年、五一七—五一八頁。Kathleen Hartford, "Repression and Communist Success: The Case of Jin-cha-ji, 1938-1943", Kathleen Hartford and Steven M. Goldstein, ed., *Single Sparks: China's Rural Revolutions*, M. E. Sharpe, 1989, pp.107-112.

(67) 国共内戦期における中共の支配に対する紅槍会の反発(「会門暴動」)も、同じ原因に由来したことである。拙稿「中国共産党の政治統合における秘密結社」(一九四九—一九五五)、「愛知大学国際問題研究所紀要」一一三号・二〇〇〇年九月)を参照されたい。